

2025年8月4日（お知らせ）



令和7年カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまにかかる電気料金等の特別措置について

この度の地震に伴う津波により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を実施させていただきますので、お知らせします。

記

1. 対象地域：

青森県：八戸市、三沢市むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町

岩手県：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

宮城県：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

福島県：いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町

静岡県：静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市。賀茂郡東伊豆町

三重県：鳥羽市、志摩市

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2025年6月分（支払期日が2025年7月30日以降となるものに限ります）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2026年1月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

（1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である送配電会社に対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」をご提出いただくことがあります。

（2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通じてお申し出下さい。

以 上